

公的資金補償金免除繰上償還等について

1 公的資金補償金免除繰上償還とは

地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえ、一定の条件（実質公債費比率、合併の有無、経常収支比率や財政力指数など）を満たす場合、臨時特例措置として過去に国などの公的機関（旧資金運用部資金・簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金）から借りた年利5%以上の高利率の地方債を繰り上げて返済、または低利なものに借り換えて将来の負担を軽減するために、平成19年度から平成21年度の3年間に限り認められた制度です。

今まで公的資金の繰上償還を行う場合は、利子相当分を補償金として支払わなければいけませんでした。今回の公的資金補償金免除繰上償還では、抜本的な行政改革や事業の見直しを行うなどを前提として、この補償金が免除されることとなります。

2 秩父市の取組み

秩父市では、補償金免除の繰上償還を行うことで将来の市財政にとって非常に大きなメリットがあることから、この制度を積極的に活用して高金利地方債の金利負担を軽減したいと考えています。秩父市は財政状況が健全なことから、今回は年利7%以上の地方債（28件）が対象となり、その全てについて繰上償還又は低利なものへの借り換えを計画しておりまして、その会計は一般会計、下水道事業特別会計、水道事業会計及び病院事業会計の4会計です。

3 計画策定の留意事項等

今回の『健全化計画』については、秩父市行政改革大綱・集中改革プラン（計画期間平成17年度から平成21年度）や秩父市財政健全化計画～チャレンジ80プラン～（計画期間平成19年度から平成23年度）の既存の計画における行財政改革の推進計画に則り策定しました。

繰上償還に伴う行財政改革推進効果については、人件費、行政管理経費（物件費等）の削減や収入の確保などの改善を推進します。

普通交付税措置については、繰上償還財源のための借換債の発行の有無に関わらず、繰上償還前の各地方債の元利償還金に基づいて基準財政需要額に算入されることとなります。